

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月15日

【発行者名】 楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 色川 徹

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【事務連絡者氏名】 石舘 真
連絡場所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 03-6432-7746

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 楽天日本株トリプル・ブル

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年9月10日付で提出した有価証券届出書（平成27年11月5日付および平成27年11月19日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正し、また、更新します。

下線部____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

（前略）

詳しくは、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

<訂正後>

（前略）

詳しくは、下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

（５）【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記（８）の照会先までお問い合わせください。

（後略）

<訂正後>

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

（後略）

（６）【申込単位】

<訂正前>

お申込単位は、販売会社により異なります。販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

<訂正後>

お申込単位は、販売会社により異なります。販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(8) 【申込取扱場所】

< 訂正前 >

(前略)

委託会社のお問合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

< 訂正後 >

(前略)

委託会社のお問い合わせ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

(10) 【払込取扱場所】

< 訂正前 >

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。
なお、販売会社については、上記(8)の照会先までお問い合わせください。

< 訂正後 >

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。
なお、販売会社については、上記「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(12) 【その他】

< 訂正前 >

スイッチングと同様のお取扱い

(中略)

スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア 」、「楽天日本株トリプル・ベア 」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分までに、「楽天日本株トリプル・ブル」の取得申込を行なう場合をいいます。

(中略)

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(後略)

< 訂正後 >

スイッチングと同様のお取扱い

（中略）

スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア 」、「楽天日本株トリプル・ベア 」、または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分までに、「楽天日本株トリプル・プル」の取得申込みを行なう場合をいいます。

（中略）

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（後略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型／国内／株式／特殊型」に分類されます。ファンドの商品分類は、以下の通りです。

（中略）

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後の追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
-----	--

（中略）

ファンドの特色

（中略）

投資方針

（中略）

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（中略）

●基準価額の変動について

当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。

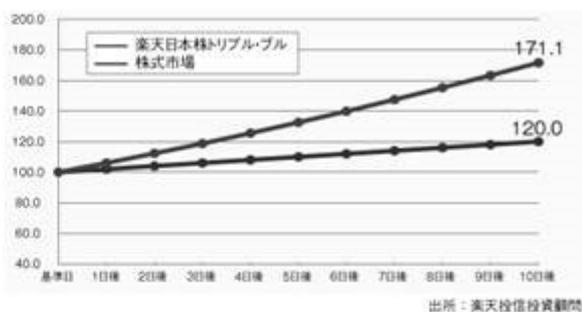
そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、わが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度となりません。

①株式市場が上昇を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は+71.1%となっており、株式市場の概ね3倍程度の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度とはなりません。

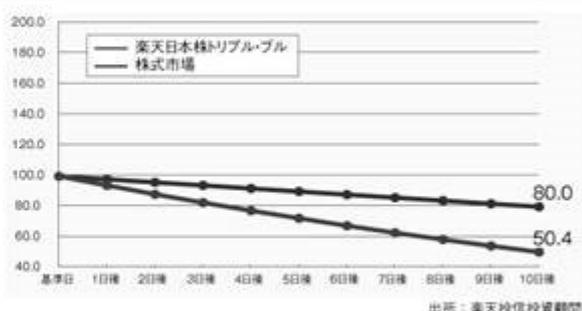


②株式市場が下落を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が-20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は-49.6%となっており、株式市場の概ね3倍程度の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度とはなりません。

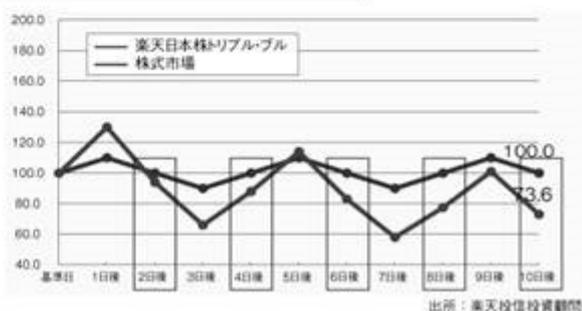


③株式市場が±10%の範囲で上昇・下落を繰り返した場合

株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押し下げられることになります。

2日後、4日後、6日後、8日後、10日後において、「株式市場」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100以下となっています。

このように、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合には、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押し下げられることとなります。



※各表およびグラフは、基準日を100として、国内の株式市場全体の値動きと各ファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんのでご注意ください。

<訂正後>

(前略)

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型/国内/株式/特殊型(ブル・ベア型)」に分類されます。ファンドの商品分類は、以下の通りです。

(中略)

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後の追加設定が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
-----	--

(中略)

ファンドの特色

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(中略)

●**基準価額の変動について**

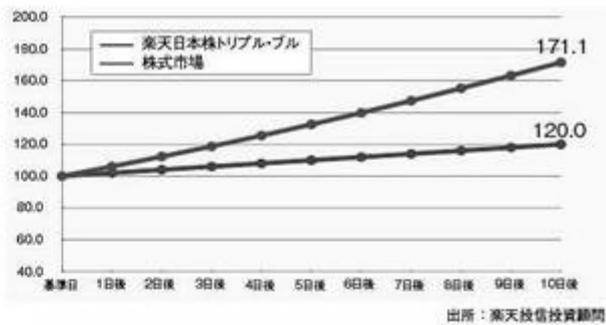
当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。
そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、わが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度となりません。

① 株式市場が上昇を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は+71.1%となっており、株式市場の概ね3倍程度の値動きとなっています。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度とはなりません。

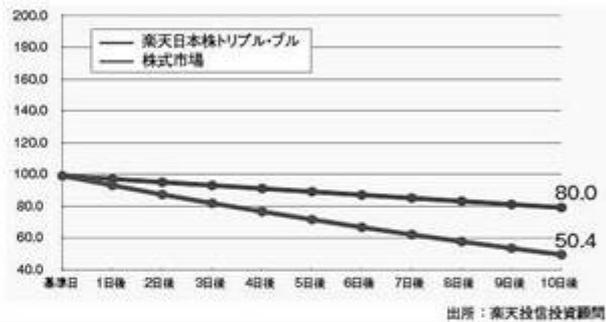


② 株式市場が下落を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が-20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は-49.6%となっており、株式市場の概ね3倍程度の値動きとなっています。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度とはなりません。

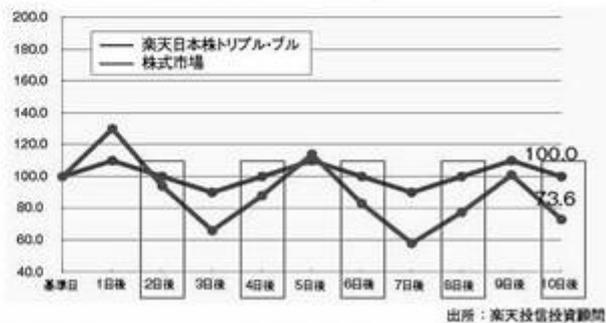


③ 株式市場が±10%の範囲で上昇・下落を繰り返した場合

株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押し下げられることになります。

2日後、4日後、6日後、8日後、10日後において、「株式市場」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100以下となっています。

このように、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押し下げられることとなります。

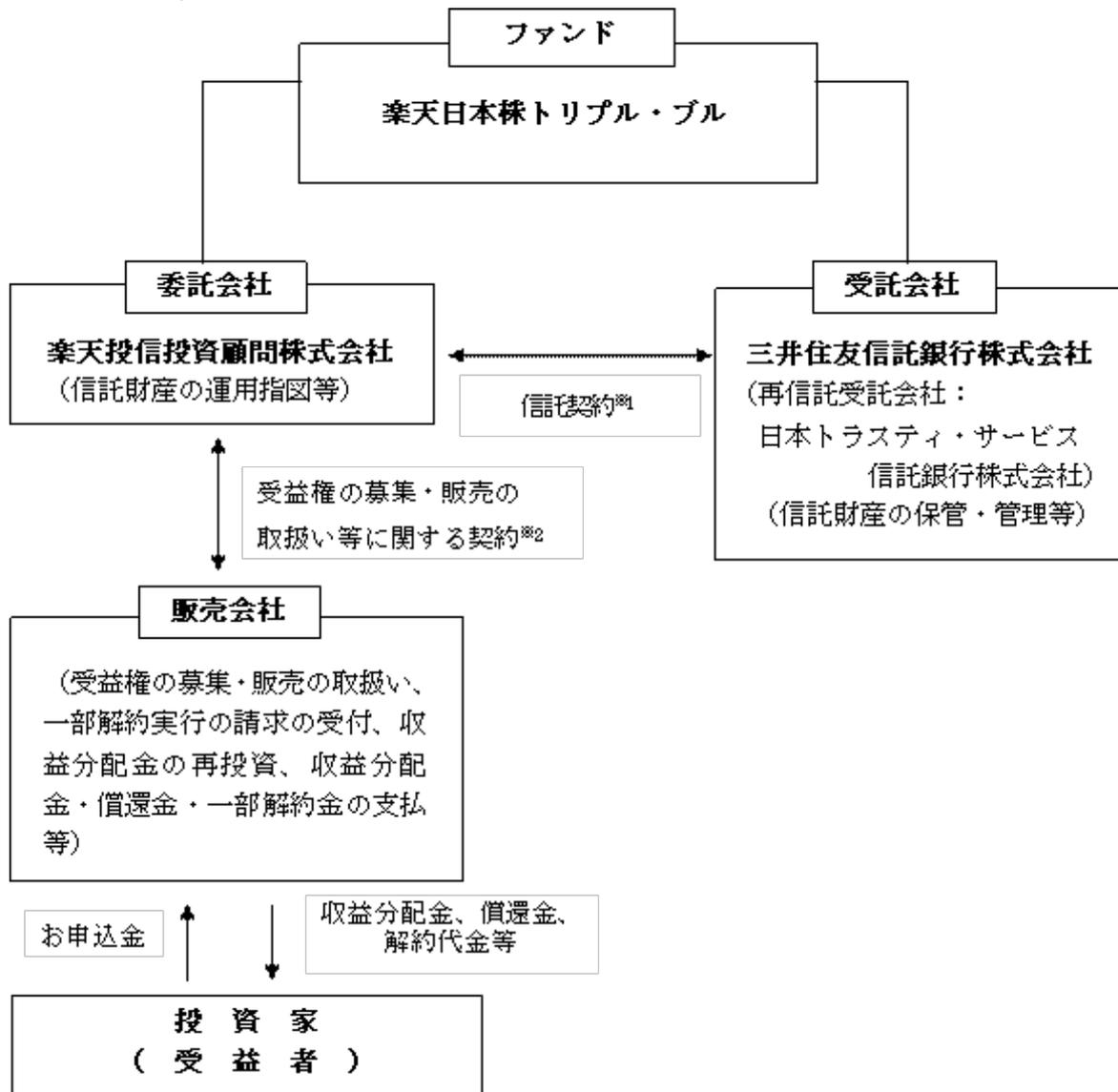


※各表およびグラフは、基準日を100として、国内の株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんのでご注意ください。

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

ファンドの仕組み



1 「信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

(中略)

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成27年7月末日現在）

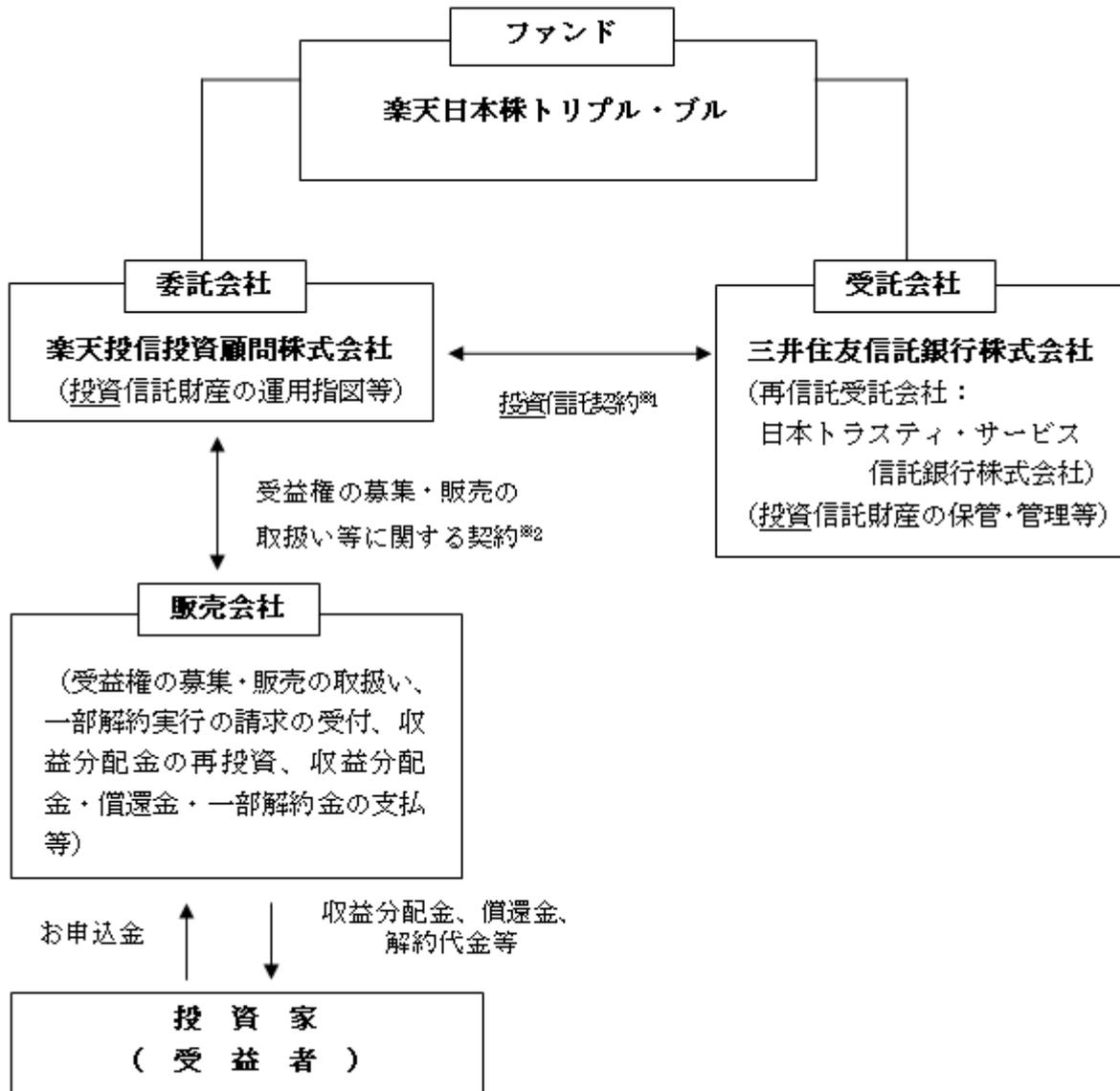
(中略)

ハ．大株主の状況（平成27年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	13,000 株	100 %

<訂正後>

ファンドの仕組み



1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

(中略)

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成28年1月末日現在）

(中略)

ハ．大株主の状況（平成28年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

(前略)

- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行うなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。

(中略)

運用体制は平成27年7月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行なうなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。

(中略)

運用体制は平成28年1月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

(後略)

3【投資リスク】

<訂正前>

当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

(中略)

イ．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。当ファンドは、株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね3倍程度となるように調整を行ないますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は日々非常に大きく変動します。したがって、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。

(中略)

へ．投資方針にしたがった運用ができないリスク

主として以下のような状況が発生した場合、上記の「投資方針」にしたがった運用ができない場合があり、その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。また、これら以外にも、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

(中略)

投資リスクに対する管理体制

(中略)

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

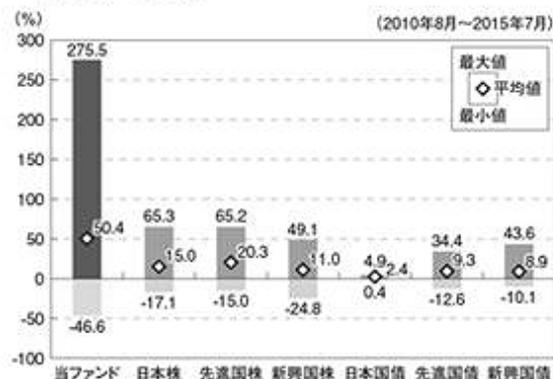


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）
- 先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）
- 新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）
- 日本国債……シティ日本国債インデックス（円ベース）
- 先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債……シティ新興国市場国債インデックス（円換算ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

<訂正後>

当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

（中略）

イ．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。当ファンドは、株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね3倍程度となるように調整を行ないますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は日々非常に大きく変動します。従って、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。

（中略）

へ．投資方針に従った運用ができないリスク

主として以下のような状況が発生した場合、上記の「投資方針」に従った運用ができない場合があり、その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。また、これら以外にも、投資方針に従った運用ができない場合があります。

（中略）

投資リスクに対する管理体制

（中略）

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

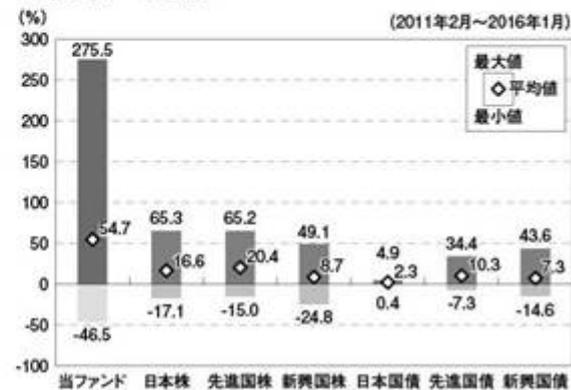


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）
- 先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）
- 新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）
- 日本国債……シティ日本国債インデックス（円ベース）
- 先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債……シティ新興国市場国債インデックス（円換算ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.24%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（後略）

<訂正後>

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（後略）

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0044%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次の通りになります。

委託会社	年0.6480%（税抜0.60%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.3240%（税抜0.30%）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.0324%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、信託財産中から支弁します。

* 税率は、平成27年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

<訂正後>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.0044%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次の通りになります。

委託会社	年0.648%（税抜0.6%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.324%（税抜0.3%）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.0324%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、投資信託財産中から支弁します。

* 税率は、平成28年1月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

< 訂正前 >

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支払われます。

（中略）

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産の中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

< 訂正後 >

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

（中略）

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税等に相当する金額は、取引のつど投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（前略）

2) 一部解約金・償還金の取扱い

（中略）

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（2016年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りません。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加される予定です。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

2) 一部解約金・償還金の取扱い

（中略）

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

（後略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報を更新します。

<更新後>

(1)【投資状況】

(平成28年1月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
現先取引	4,972,087,400	18.21
内 日本	4,972,087,400	18.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	22,327,585,851	81.79
純資産総額	27,299,673,251	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	82,131,840,000	300.85
内 日本	82,131,840,000	300.85

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引は、実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

(注3) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注4) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

現先取引

（平成28年1月29日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	債券現先	第575回 国庫短期証券	4,970,000,000	-	4,972,087,400	-	4,972,087,400	18.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
現先取引	18.21
合計	18.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

株価指数先物取引

（平成28年1月29日現在）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数先物取引	日本	日経225先物	買建	4,656	88,177,545,392	82,131,840,000	300.85

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引は、実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年1月29日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年 6月19日)	33,682,929	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年 6月15日)	3,484,661,896	3,484,661,896	0.9058	0.9058
第2計算期間末 (平成23年 6月15日)	4,037,734,413	4,037,734,413	0.7815	0.7815
第3計算期間末 (平成24年 6月15日)	5,595,488,928	5,595,488,928	0.5246	0.5246
第4計算期間末 (平成25年 6月17日)	21,740,451,026	21,740,451,026	1.5924	1.5924
第5計算期間末 (平成26年 6月16日)	27,720,284,615	27,720,284,615	2.0690	2.0690
平成27年 1月末日	29,618,103,925	-	3.2432	-
2月末日	23,961,493,207	-	3.8993	-
3月末日	25,808,797,194	-	4.1773	-
4月末日	22,625,469,007	-	4.3470	-
5月末日	24,421,121,685	-	5.0664	-
第6計算期間末 (平成27年 6月15日)	24,800,943,066	24,800,943,066	4.8930	4.8930
6月末日	24,256,471,635	-	4.7823	-
7月末日	31,864,164,651	-	4.9719	-
8月末日	32,584,455,440	-	3.7083	-
9月末日	29,482,316,928	-	2.8471	-
10月末日	34,879,884,033	-	3.7291	-
11月末日	32,362,888,982	-	4.1065	-
12月末日	31,444,059,540	-	3.6402	-
平成28年 1月末日	27,299,673,251	-	2.7847	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
平成27年 6月16日 ~ 平成27年12月15日	-

【収益率の推移】

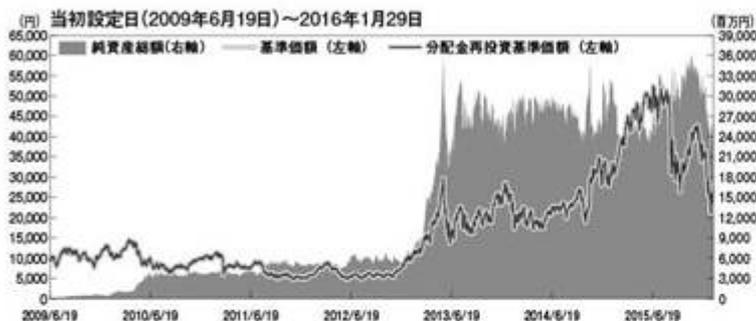
	収益率 (%)
第1計算期間	9.4
第2計算期間	13.7
第3計算期間	32.9
第4計算期間	203.5
第5計算期間	29.9
第6計算期間	136.5
平成27年 6月16日 ~ 平成27年12月15日	30.7

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2016年1月29日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	27,847円
純資産総額	27,299百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	設定来累計
	2010年6月15日	2011年6月15日	2012年6月15日	2013年6月17日	2014年6月16日	2015年6月15日	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

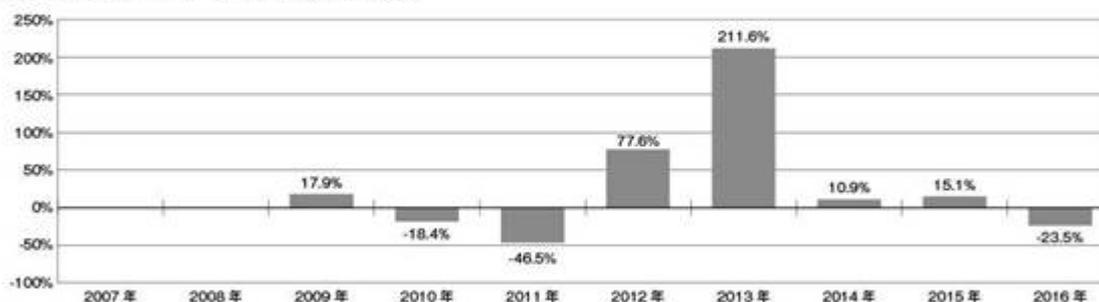
資産別構成	投資比率
株式	0%
公社債	0%
短期金融資産、その他	100%
合計	100%
株式先物	301%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※株式先物は、日経225先物です。実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2009年は設定日(2009年6月19日)から年末まで、2016年は1月末日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	8,386,600,305	4,539,514,036	3,847,086,269
第2計算期間	17,967,256,032	16,647,407,274	5,166,935,027
第3計算期間	21,509,581,597	16,009,759,929	10,666,756,695
第4計算期間	48,941,377,457	45,955,341,783	13,652,792,369
第5計算期間	48,905,032,428	49,159,925,087	13,397,899,710
第6計算期間	29,770,878,108	38,100,136,702	5,068,641,116
平成27年 6月16日 ~ 平成27年12月15日	14,895,225,365	11,417,990,334	8,545,876,147

(注) 当初申込期間中の設定数量は33,682,929口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（前略）

- 八．「楽天日本株トリプル・ベア」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。
スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分までに、当ファンドの取得申込を行なう場合をいいます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- 八．「楽天日本株トリプル・ベア」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。
スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分までに、当ファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

（後略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（前略）

- 八．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（中略）

委託会社のお問合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

- * 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（中略）

- 3．「楽天日本株トリプル・ベア」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合
受益権の取得申込の受付けを中止したときまたは既に受付けた取得申込の受付けを取消したとき

（後略）

<訂正後>

（前略）

八．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（中略）

委託会社のお問い合わせ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

* 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（中略）

3．「楽天日本株トリプル・ベア」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合

受益権の取得申込みの受け付けを中止したときまたは既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消したとき

（後略）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（中略）

委託会社のお問合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

（後略）

<訂正後>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（中略）

委託会社のお問い合わせ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

（後略）

(5) 【その他】

<訂正前>

1) 信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合。
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき。
- c やむを得ない事情が発生したとき。

（中略）

ハ．委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

（中略）

2) 信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。

信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（中略）

ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定にしたがいます。

（中略）

4) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（中略）

6) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

7) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

（後略）

<訂正後>

1) 信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により受益権の総口数が3億口を下回る事となった場合
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- c やむを得ない事情が発生したとき

（中略）

ハ．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、投資信託契約を解約し繰上償還させます。

（中略）

2) 投資信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この投資信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。投資信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（中略）

ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定に従います。

（中略）

4) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（中略）

6) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了時は最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

7) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2）投資信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（中略）

11) 関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4【受益者の権利等】

<訂正前>

（前略）

（2）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（2）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表を追加します。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成26年6月17日から平成26年12月16日まで）の中間財務諸表については、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けており、第7期中間計算期間（平成27年6月16日から平成27年12月15日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

楽天日本株トリプル・ブル

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	第6期計算期間末 平成27年 6月15日現在 金 額（円）	第7期中間計算期間末 平成27年12月15日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,260,082,157	6,261,052,295
国債証券	18,999,969,500	-
現先取引勘定	1,000,100,000	21,001,470,000
派生商品評価勘定	39,049,584	-
前払金	23,988,000	2,705,198,000
差入委託証拠金	2,315,880,000	3,487,680,000
流動資産合計	25,639,069,241	33,455,400,295
資産合計	25,639,069,241	33,455,400,295
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	247,580,432	3,992,450,560
未払金	850,368	119,660,096
未払解約金	457,216,767	223,419,314
未払受託者報酬	4,235,518	4,980,513
未払委託者報酬	127,065,394	149,415,294
その他未払費用	1,177,696	1,064,545
流動負債合計	838,126,175	4,490,990,322
負債合計	838,126,175	4,490,990,322
純資産の部		
元本等		
元本	5,068,641,116	8,545,876,147
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,732,301,950	20,418,533,826
（分配準備積立金）	4,911,161,663	1,077,026,615
元本等合計	24,800,943,066	28,964,409,973
純資産合計	24,800,943,066	28,964,409,973
負債純資産合計	25,639,069,241	33,455,400,295

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	第6期中間計算期間	第7期中間計算期間
	自 平成26年 6月17日 至 平成26年12月16日 金 額 (円)	自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	942,322	724,003
有価証券売買等損益	2,016,100	37,600
派生商品取引等損益	11,031,205,632	7,695,092,952
営業収益合計	11,034,164,054	7,694,331,349
営業費用		
受託者報酬	4,367,295	4,980,513
委託者報酬	131,018,859	149,415,294
その他費用	1,089,216	1,064,545
営業費用合計	136,475,370	155,460,352
営業利益又は営業損失 ()	10,897,688,684	7,849,791,701
経常利益又は経常損失 ()	10,897,688,684	7,849,791,701
中間純利益又は中間純損失 ()	10,897,688,684	7,849,791,701
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	9,609,822,702	3,225,648,598
期首剰余金又は期首欠損金 ()	14,322,384,905	19,732,301,950
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,033,087,494	43,376,916,978
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	27,033,087,494	43,376,916,978
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,559,496,453	38,066,541,999
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	26,559,496,453	38,066,541,999
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	16,083,841,928	20,418,533,826

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>1. 現先取引</p> <p>現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。</p> <p>2. 金融商品の時価に関する補足情報</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>3. 剰余金又は欠損金</p> <p>中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第6期計算期間末 平成27年6月15日現在	第7期中間計算期間末 平成27年12月15日現在
1. 受益権総数	5,068,641,116口	8,545,876,147口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.8930円 (48,930円)	3.3893円 (33,893円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 平成26年 6月17日 至 平成26年 12月16日	第7期中間計算期間 自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期計算期間末 平成27年6月15日現在	第7期中間計算期間末 平成27年12月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	第6期計算期間末 平成27年6月15日現在				第7期中間計算期間末 平成27年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 先物取引 買建	74,732,708,000	-	74,525,760,000	206,948,000	91,268,168,000	-	87,277,750,000	3,990,418,000
合計	74,732,708,000	-	74,525,760,000	206,948,000	91,268,168,000	-	87,277,750,000	3,990,418,000

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（その他の注記）

項目	第6期計算期間 自 平成26年 6月17日 至 平成27年 6月15日	第7期中間計算期間 自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
元本の推移		
期首元本額	13,397,899,710円	5,068,641,116円
期中追加設定元本額	29,770,878,108円	14,895,225,365円
期中一部解約元本額	38,100,136,702円	11,417,990,334円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<更新後>

(平成28年1月29日現在)

項目	金額または口数
資産総額	34,257,664,375円
負債総額	6,957,991,124円
純資産総額(-)	27,299,673,251円
発行済数量	9,803,419,411口
1単位当たり純資産額(/)	2.7847円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

<訂正前>

（前略）

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等による受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の債発行の請求を行なわないものとします。

（中略）

（4）受益権の譲渡

（中略）

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるように通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（中略）

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（中略）

（8）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替期間等の振替口座募の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金に予備償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

<訂正後>

（前略）

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等による受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の債発行の請求を行なわないものとします。

（中略）

（4）受益権の譲渡

（中略）

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるように通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(中略)

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(中略)

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替期間等の振替口座募の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金に予備償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成27年7月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（中略）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

（中略）

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等にしたがって、ポートフォリオを構築・管理します。

（後略）

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成28年1月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（中略）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

（中略）

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（前略）

平成27年7月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	15本	174,191百万円
合 計	15本	174,191百万円

< 訂正後 >

（前略）

平成28年1月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	18本	134,998百万円
合 計	18本	134,998百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の情報を更新します。

<更新後>

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第9期事業年度の財務諸表 太陽有限責任監査法人

第10期中間会計期間の中間財務諸表 新日本有限責任監査法人

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)		当事業年度 (平成27年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		711,666		572,617
金銭の信託		-		900,000
前払費用		2,917		4,127
未収委託者報酬		133,348		168,395
未収収益		1		1
立替金		3,181		2,243
繰延税金資産		172,060		48,157
その他		-		25
流動資産計		1,023,175		1,695,567
固定資産				
有形固定資産	1	9,869	1	13,577
建物（純額）		5,435		4,589
器具備品（純額）		4,434		8,988
無形固定資産		78		0
ソフトウェア		78		0
投資その他の資産		56,791		52,246
投資有価証券		55,051		50,070
長期前払費用		1,739		2,176
固定資産計		66,739		65,824
資産合計		1,089,915		1,761,392

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,927	3,993
未払費用	75,907	86,762
未払法人税等	31,058	44,524
未払消費税等	18,666	53,824
賞与引当金	21,001	20,405
役員賞与引当金	8,312	8,627
流動負債計	156,873	218,136
固定負債		
繰延税金負債	18	22
固定負債計	18	22
負債合計	156,891	218,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	153,274	763,469
利益剰余金合計	153,274	763,469
株主資本合計	932,990	1,543,185
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33	47
評価・換算差額合計	33	47
純資産合計	933,023	1,543,232
負債・純資産合計	1,089,915	1,761,392

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,420,115		2,077,447
その他営業収益		6		6
営業収益計		1,420,122		2,077,454
営業費用				
支払手数料		646,744		957,385
広告宣伝費		5,890		4,038
通信費		59,717		55,314
協会費		1,992		2,229
諸会費		172		221
営業費用計		714,517		1,019,189
一般管理費	1・2	254,786	1・2	265,189
営業利益		450,817		793,075
営業外収益				
受取利息		89		143
有価証券利息		-		566
雑収入		-		6
営業外収益計		89		716
営業外費用				
有価証券売却損		133		-
為替差損		-		32
営業外費用計		133		32
経常利益		450,773		793,758
特別利益				
投資有価証券売却益		-		129
特別利益計		-		129
特別損失				
固定資産除却損		-		0
固定資産売却損		-		26
システム移行費用		-		1,720
特別損失計		-		1,747
税引前当期利益		450,773		792,140
法人税、住民税及び事業税		37,089		58,043
法人税等調整額		95,044		123,902
法人税等合計		57,954		181,946
当期純利益		508,728		610,194

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	355,454	355,454	424,261	38	38	424,300
当期変動額						
当期純利益	508,728	508,728	508,728			508,728
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				5	5	5
当期変動額合計	508,728	508,728	508,728	5	5	508,723
当期末残高	153,274	153,274	932,990	33	33	933,023

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	153,274	153,274	932,990	33	33	933,023
当期変動額						
当期純利益	610,194	610,194	610,194			610,194
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				14	14	14
当期変動額合計	610,194	610,194	610,194	14	14	610,208
当期末残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	10～18年
----	--------

器具備品	3～20年
------	-------

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産	14,189千円	13,166千円

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
人件費	149,265千円	138,905千円
減価償却費	2,893千円	2,644千円
賞与引当金繰入額	21,001千円	20,405千円
役員賞与引当金繰入額	8,312千円	8,627千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は、主に本邦通貨建ての短期公社債に投資をしている当社運用投資信託の安定運用を目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクは殆どないと認識しております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	711,666	711,666	-
（2）金銭の信託	-	-	-
（3）未収委託者報酬	133,348	133,348	-
（4）投資有価証券			
その他有価証券	55,051	55,051	-
資産計	900,065	900,065	-
負債			
（1）未払費用	75,907	75,907	-
負債計	75,907	75,907	-

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	572,617	572,617	-
（2）金銭の信託	900,000	900,000	-
（3）未収委託者報酬	168,395	168,395	-
（4）投資有価証券			
その他有価証券	50,070	50,070	-
資産計	1,691,082	1,691,082	-
負債			
（1）未払費用	86,762	86,762	-
負債計	86,762	86,762	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金 (2) 金銭の信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払費用

未払費用は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	711,666	-
金銭の信託	-	-
未収委託者報酬	133,348	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,070
合 計	845,014	50,070

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	572,617	-
金銭の信託	900,000	-
未収委託者報酬	168,395	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,070
合 計	1,641,012	50,070

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	50,070	50,000	70
小計	50,070	50,000	70
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	4,981	5,000	18
小計	4,981	5,000	18
合計	55,051	55,000	51

当事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	50,070	50,000	70
小計	50,070	50,000	70
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	50,070	50,000	70

2. 売却した其他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,860	-	133
合計	5,860	-	133

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,129	129	-
合計	5,129	129	-

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (至平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	265,745千円	36,163千円
未払費用	1,075千円	980千円
未払事業所税	162千円	159千円
未払事業税	3,031千円	4,099千円
賞与引当金	7,484千円	6,754千円
その他	1,741千円	3,185千円
繰延税金資産小計	279,241千円	51,342千円
評価性引当金	107,180千円	3,185千円
繰延税金資産合計	172,060千円	48,157千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	18千円	22千円
繰延税金負債合計	18千円	22千円
繰延税金資産純額	172,060千円	48,157千円
繰延税金負債純額	18千円	22千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (至平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%	0.30%
住民税均等割等	0.21%	0.12%
評価性引当額の増減	50.55%	12.16%
その他	0.98%	0.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.86%	22.97%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,420,122	-	-	1,420,122

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	2,077,454	-	-	2,077,454

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成26年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料	298,912	未払費用	21,090

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成27年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料	425,375	未払費用	27,880

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	71,771円05銭	118,710円22銭
1株当たり当期純利益金額	39,132円98銭	46,938円07銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり当期利益金額		
当期純利益金額(千円)	508,728	610,194
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	508,728	610,194
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		478,894
金銭の信託		1,300,000
前払費用		3,426
未収委託者報酬		154,230
立替金		8,406
繰延税金資産		12,116
流動資産計		1,957,074
固定資産		
有形固定資産	1	31,608
建物（純額）		13,065
器具備品（純額）		18,542
投資その他の資産		2,633
長期前払費用		2,633
固定資産計		34,242
資産合計		1,991,316

（単位：千円）

当中間会計期間

（平成27年9月30日）

負債の部	
流動負債	
預り金	5,522
未払費用	90,029
未払消費税等	8,404
未払法人税等	86,817
賞与引当金	15,867
役員賞与引当金	2,975
流動負債計	209,616
固定負債	
繰延税金負債	1,740
資産除去債務	5,699
固定負債計	7,440
負債合計	217,056
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	994,543
利益剰余金合計	994,543
株主資本合計	1,774,259
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	-
評価・換算差額合計	-
純資産合計	1,774,259
負債・純資産合計	1,991,316

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,024,147
その他営業収益	1
営業収益計	1,024,148
営業費用	
支払手数料	469,085
広告宣伝費	957
通信費	30,277
協会費	1,394
諸会費	93
営業費用計	501,807
一般管理費	1
1	162,648
営業利益	359,692
営業外収益	
受取利息	90
有価証券利息	393
営業外収益計	483
営業外費用	
為替差損	41
営業外費用計	41
経常利益	360,134
特別利益	
投資有価証券売却益	65
特別利益計	65
特別損失	
固定資産除却損	1,850
事務所移転費用	7,157
特別損失計	9,007
税引前中間純利益	351,191
法人税、住民税及び事業税	82,336
法人税等調整額	37,781
中間純利益	231,074

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232
当中間期変動額						
中間純利益	231,074	231,074	231,074			231,074
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				47	47	47
当中間期変動額合計	231,074	231,074	231,074	47	47	231,027
当中間期末残高	994,543	994,543	1,774,259	-	-	1,774,259

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

器具備品 3年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(会計上の見積りの変更)

当社が保有する建物付属設備の一部について、当社の本社移転に伴い、2015年4月より耐用年数の変更を行っております。

この変更により、従来の方法に比べて、中間会計期間の営業利益は2,637千円減少しております。

なお、当該資産は、9月末に除却しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（平成27年9月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	3,125千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）	
有形固定資産	5,499千円
無形固定資産	-
合 計	5,499千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	478,894	478,894	-
（2）金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
（3）未収委託者報酬	154,230	154,230	-
資産計	1,933,124	1,933,124	-
負債			
（1）未払費用	90,029	90,029	-
（2）未払法人税等	86,817	86,817	-
負債計	176,846	176,846	-

（注）1. 金融商品の時価算定の方法

資産

（1）現金・預金 （2）金銭の信託 （3）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払費用 （2）未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

		当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
期首残高		-
有形固定資産の取得に伴う増加額		5,699千円
時の経過による調整額		-
見積りの変更による増加額		-
中間期末残高		5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,024,147	1,024,147

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	136,481円52銭
1株当たり中間純利益金額	17,774円95銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	231,074
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	231,074
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

*平成27年7月末日現在

(中略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成27年7月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
リーディング証券株式会社	1,768百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
岡三オンライン証券株式会社	1,000百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
あかつき証券株式会社	3,065百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
日本アジア証券株式会社	4,400百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	

募集の取扱い・販売は行いませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行いません。

*平成27年7月末日現在

< 訂正後 >

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成28年1月末日現在

(中略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年1月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
リーディング証券株式会社	1,768百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
岡三オンライン証券株式会社	1,000百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
あかつき証券株式会社	3,065百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
日本アジア証券株式会社	4,400百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	

募集の取扱い・販売は行ないませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行ないます。

* 平成28年1月末日現在

2 【関係業務の概要】

< 訂正前 >

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(後略)

<訂正後>

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(後略)

独立監査人の中間監査報告書

平成 28年 1月 29日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	志保	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田	裕志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天日本株トリプル・ブルの平成27年6月16日から平成27年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天日本株トリプル・ブルの平成27年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年6月16日から平成27年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成27年6月15日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成27年2月6日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年8月7日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年6月3日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月14日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤	志保	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	西田	裕志	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

委託会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年6月3日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。